

嵐山町交流センターの利用について

令和3年9月16日

【対象】

町内区分もしくは町外区分で登録されている団体、もしくは嵐山町内に在住、在勤、在学のいずれかの未登録者が使用許可申請の対象です。

ただし、施設使用については、登録団体は埼玉県内に在住、在勤、在学のいずれかの方、未登録者は嵐山町内に在住、在勤、在学のいずれかの方が対象です。

【ふれあい交流センター】

部屋	利用人数(上限)※	利用上の注意
会議室101	13人	
多目的室102	13人	
会議室103	27人	
会議室104	13人	
調理室	25人	調理物等の飲食不可(調理物等はお持ち帰りください)
会議室201	10人	
会議室202	10人	
会議室203	10人	
会議室204	8人	
多目的室205	17人	椅子、机の使用はできません(床保護のため)
多目的室206	34人	
和室	8人	

【北部交流センター】

部屋	利用人数(上限)※	利用上の注意
ホール	70人	
会議室1	15人	
会議室2	15人	
多目的室3	15人	椅子、机の使用はできません(床保護のため)
多目的室4	15人	

【南部交流センター】

部屋	利用人数(上限)※	利用上の注意
会議室	30人	
調理室	15人	調理物等の飲食不可(調理物等はお持ち帰りください)

※4㎡あたり1名を参考に算出

【注意事項】

(1)施設利用前に自宅や勤務先等で事前に検温を行い体調に問題がないことを確認してください。発熱があり、体調が悪い場合は、活動を自粛してください。(提出名簿に記入してください)

(2)施設利用の際は、必ずマスクを着用の上、手洗い、手指消毒を徹底し、感染防止に努めてください。※(6)~(8)も参照してください

(3)施設利用中は、部屋の窓を開けるなど換気を十分に行い、いわゆる「3密」とならないよう、人と人との距離は2m程度の間隔をあけてください。

(4)必ず連絡先の記載のある名簿を提出してください。

(5)施設利用後は、床のモップ掛けのほか、使用した机やイス、ドアの取っ手等の消毒作業にご協力ください。

(6)発声を伴う歌唱等の活動を行う場合は、部屋の換気を十分行い、マスクを着用し、飛沫の飛散防止に努めてください。

(7)吹奏楽器や吹矢等の活動を行う場合は、部屋の換気を十分行い、使用者以外はマスクを着用し、飛沫の飛散防止に努めてください。

(8)調理室で調理を行う際は、必ずマスクを着用し、会話は最低限としてください。また、調理したものは、すべて持ち帰りとしてください。

(9)不特定の人が参加するイベント等での施設利用はできません。

(10)新型コロナウイルスの感染拡大状況の変化やワクチン接種会場の設定等により、予告なく利用方法を変更もしくは施設利用を中止する場合がございますので予めご了承ください。